

メンテナンス・レジリエンスTOKYO2022

無電柱化推進展セミナー

テーマ：単独地中化方式による無電柱化の取組

**講師：一般財団法人日本みち研究所
専務理事 森山 誠二**

令和4年7月22日 11時50分から 於：東京ビッグサイト



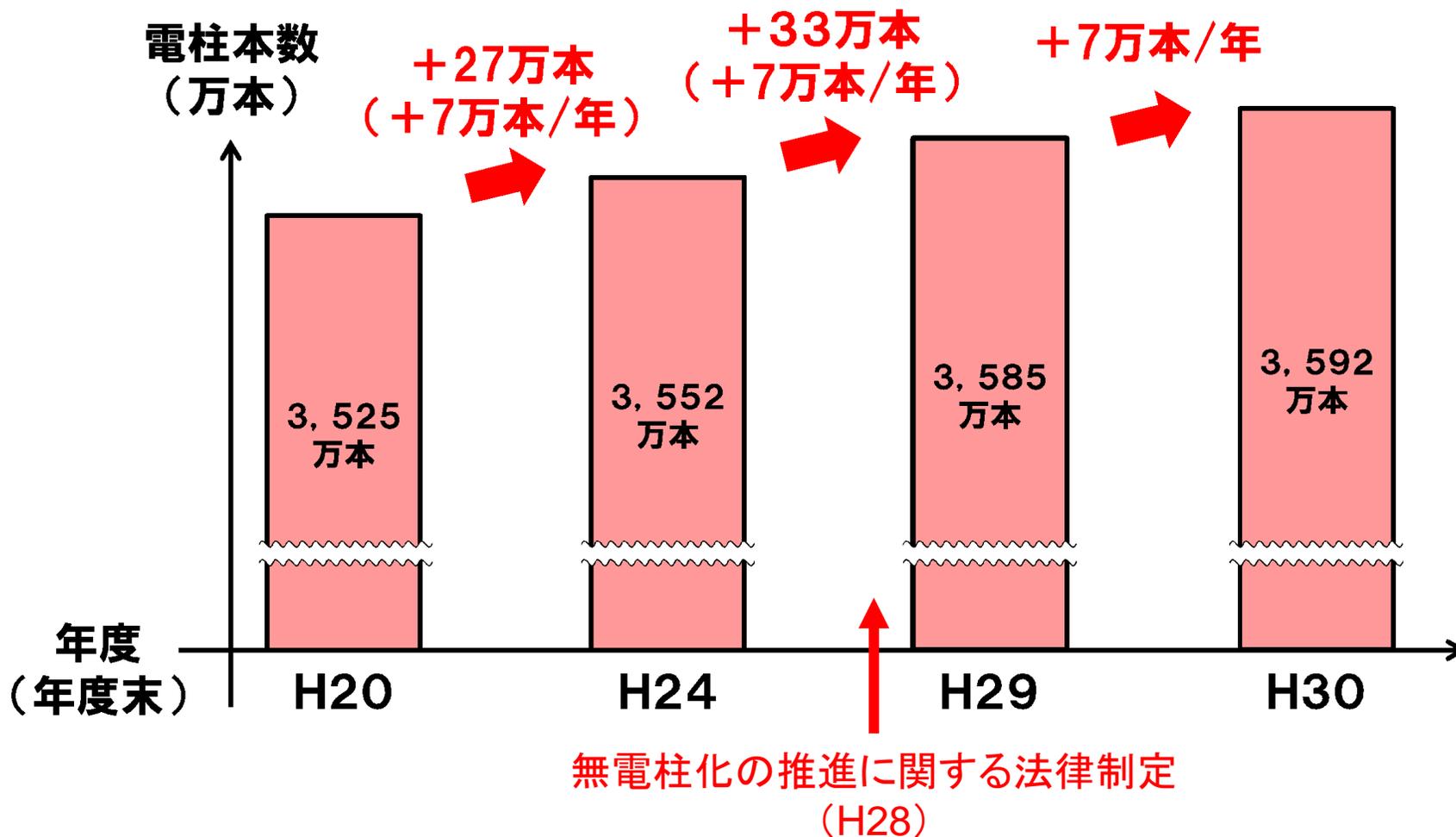
一般財団法人

日本みち研究所



年々増える電柱

- 現在、電柱は国内に3,600万本あり、毎年7万本増えている。
- 増え続ける電柱の増加を止め、既存電柱を着実に減らしていくための実効性のある仕組みを整えていくことが求められている。



Stand still

まず増加を止めないといけない。

Roll over

そして減少に転じさせないといけない。

Belt buckle

誰かが中心となりやらないといけない。

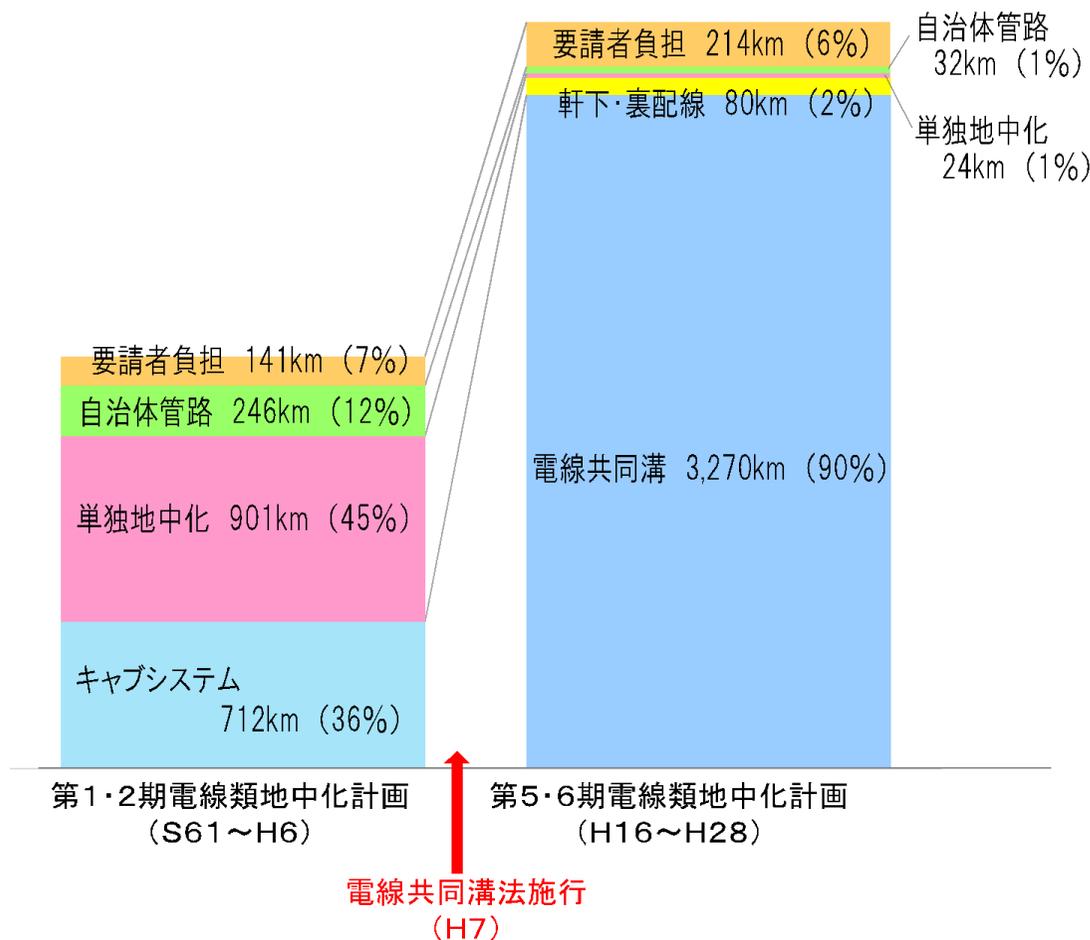
出典: 東郷和彦氏談 (「失われた景観-戦後日本が失ったもの」著書)

1. 事業手法の変遷
2. 構造形式の変遷
3. 無電柱化推進法の成立
4. 単独地中化方式の明記
5. 官民連携無電柱化支援事業
6. 観光地域振興無電柱化推進事業
7. 各自治体の工夫した取組
8. 最近の期待できる施策

1. 事業手法の変遷

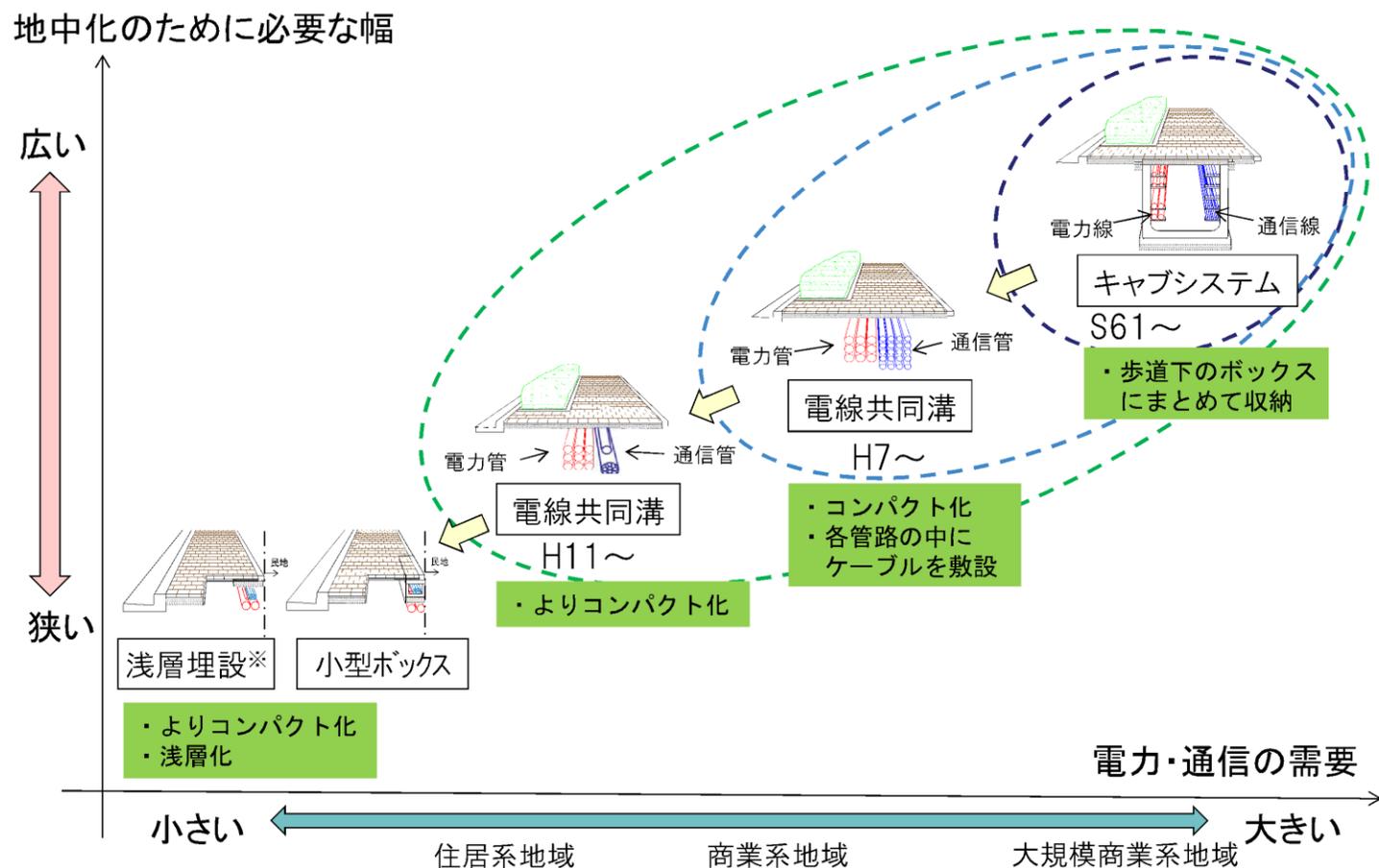
○初期の頃は単独地中化事業が多かったものが、現在ではほとんどが道路管理者が実施する電線共同溝事業が中心になっている状況である。

▼事業手法の変遷(電線管理者主体から道路管理者主体へ)



2. 構造形式の変遷

○道路管理者による地中化方式については、キャブシステムから電線共同溝に代わり、様々な工夫が施されてきている。



2. 構造形式の変遷

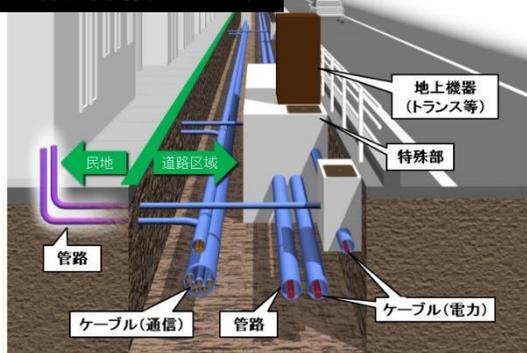
○小型ボックス活用埋設方式

⇒電力線と通信線の離隔距離に関する基準が緩和されたことを受け、管路の代わりに小型ボックスを活用し、同一のボックス内に低圧電力線と通信線を同時収容することで、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式

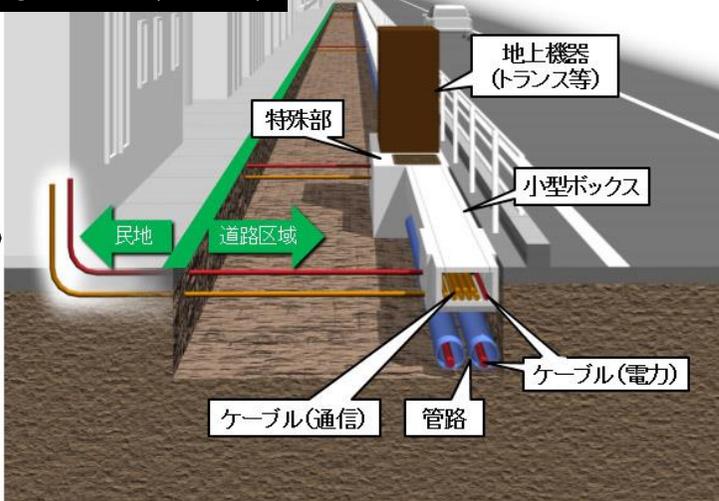
○直接埋設方式

⇒道路敷地内へ直接、電力線や通信線等を埋設する方式で、管路や小型ボックス等の収容部材が不要となる。

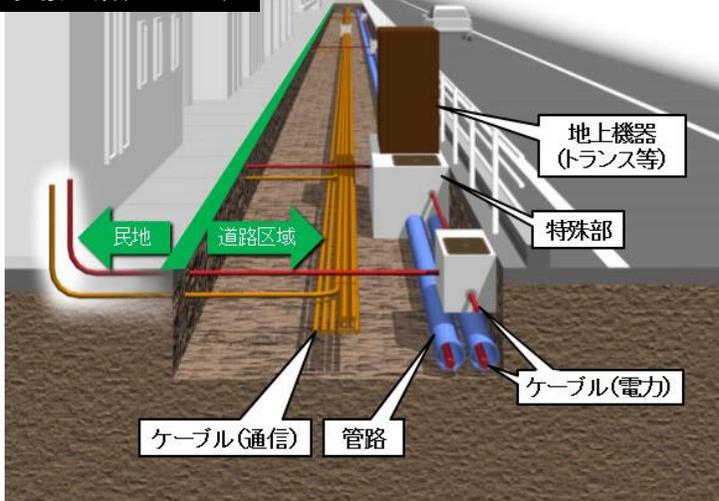
電線共同溝(イメージ)



小型ボックス(イメージ)



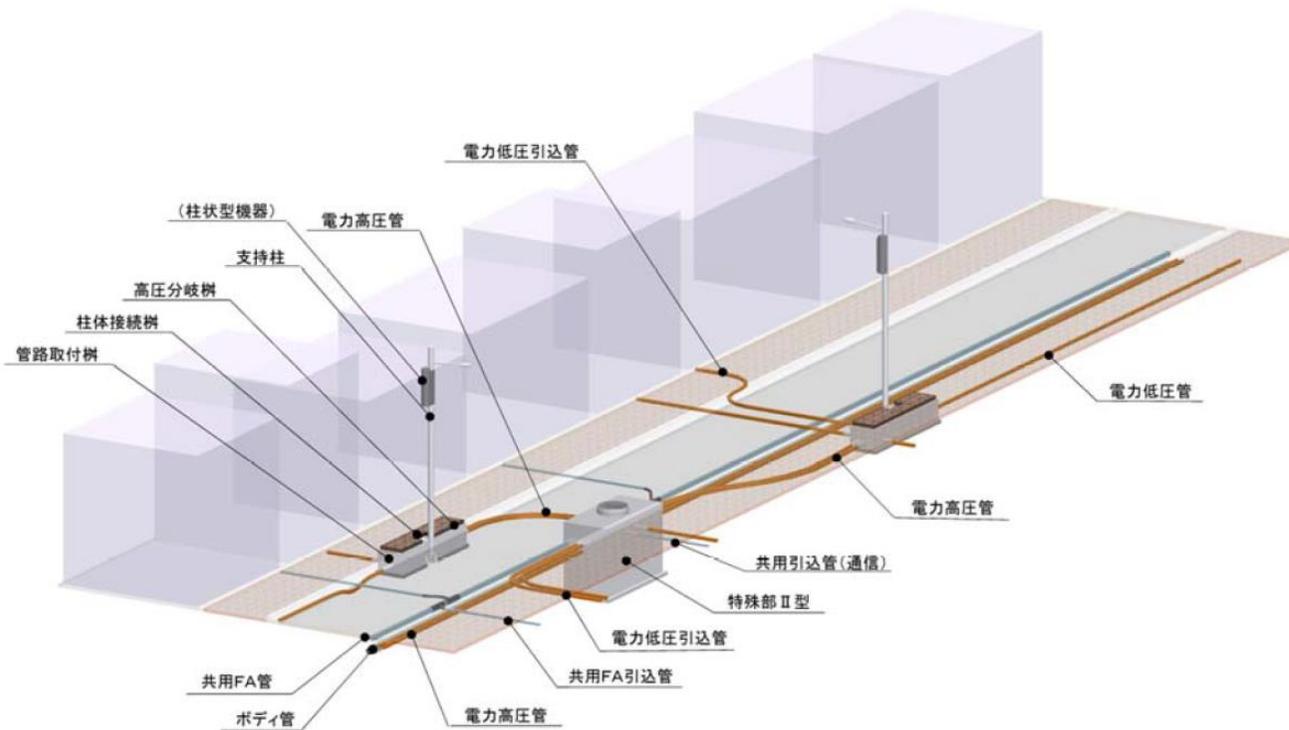
直接埋設(イメージ)



2. 構造形式の変遷

○柱状トランス方式

⇒電力地上機器を街路灯などと一体化することで、設置スペースを縮小でき、歩道有効幅員を広く確保することが出来る。



3. 無電柱化推進法の成立

無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）

（関係事業者の責務） 第五条

道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者は、基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去） 第十二条

関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に關するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

4. 単独地中化方式の明記

- 昭和60年～平成20年までの無電柱化推進計画において、無電柱化の手法として単独地中化が明記されていたが、平成21年に策定された計画では削除された。
- 平成30年に、法律に基づき策定された計画では、単独地中化方式が再び明記された。

【無電柱化推進計画】(平成30年～)

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 取り組み姿勢

2. 進め方

1) 適切な役割分担による無電柱化の推進

2) 国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映

3) 無電柱化の対象道路

4) 無電柱化の手法

・地域の実情に応じた手法

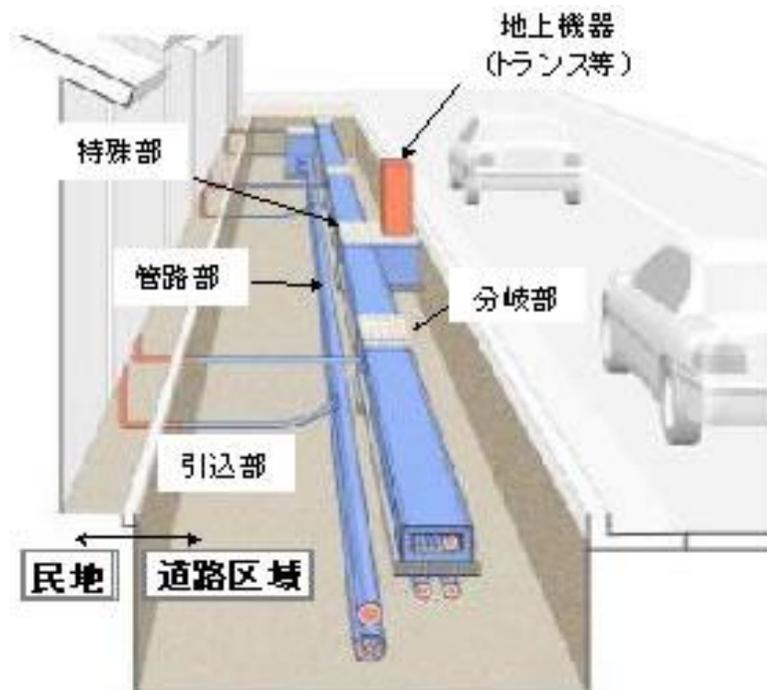
電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、**単独地中化方式**、
軒下配線方式、裏配線方式

4. 単独地中化方式の明記

○単独地中化方式は管路設備から地上機器、電線類といったすべての設備に関する費用を全額電線管理者が負担するため、低コスト化などの努力が成果に直結する。

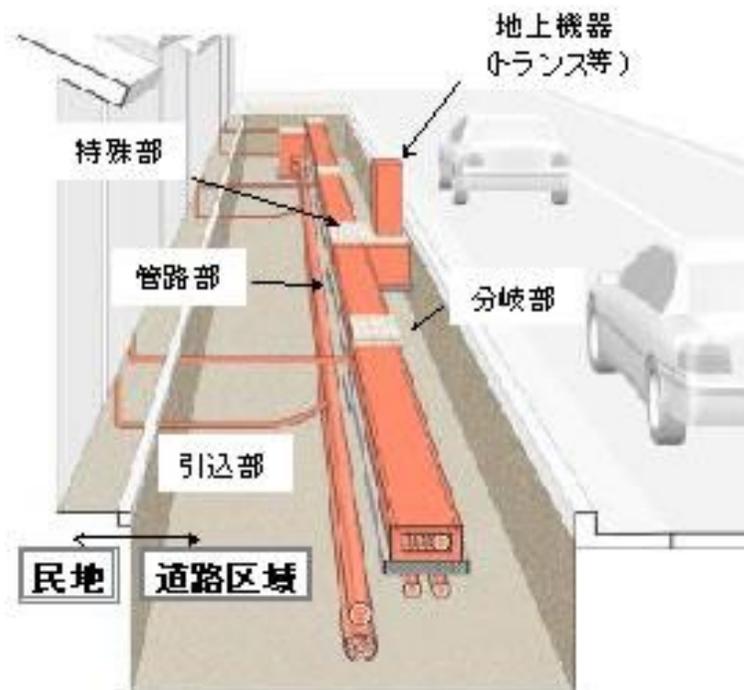
【電線共同溝方式】

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者及び電線管理者等が負担



【単独地中化方式】

管路設備から地上機器といったすべての設備に関する費用を全額電線管理者が負担



■ 道路管理者負担

■ 電線管理者負担

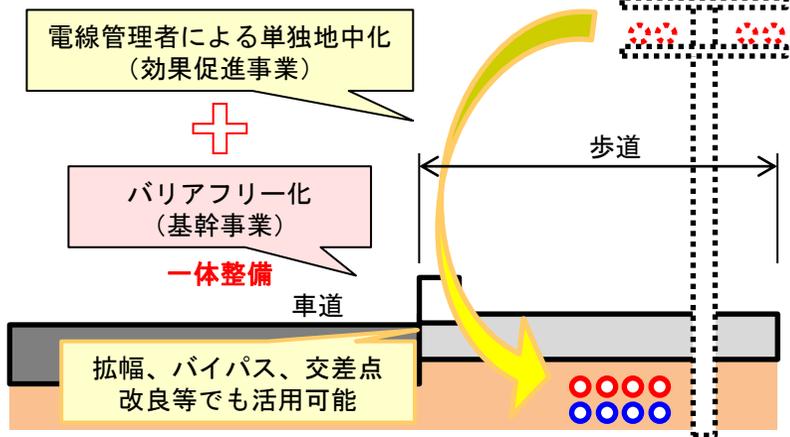
5. 官民連携無電柱化支援事業

(平成30年度～令和2年度)

電線管理者による単独地中化への支援

○ 占用制限や官民連携の具体的な手法について検討しつつ、社会資本整備総合交付金等を活用して、道路事業と一体となった電線管理者が行う**単独地中化**を支援。

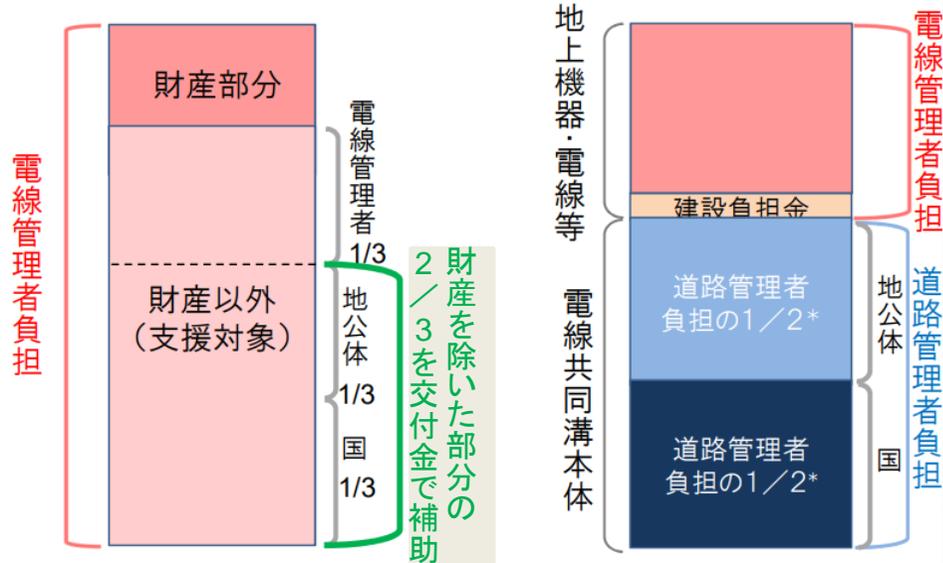
【バリアフリー化に伴う無電柱化の例】



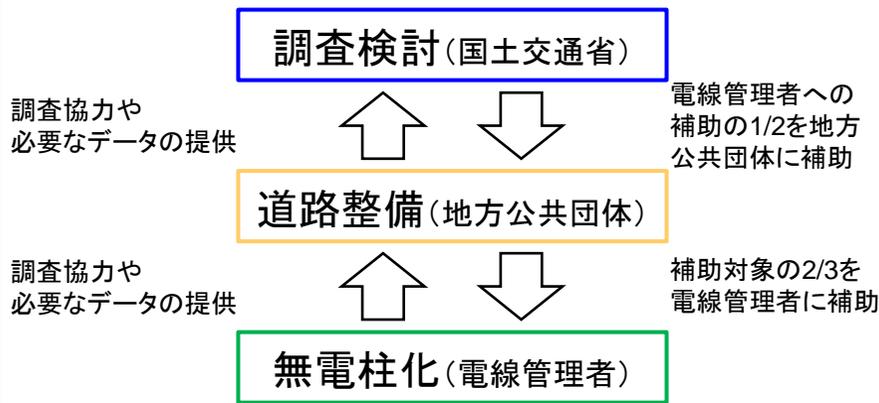
【支援内容】

単独地中化への支援

(参考) 電線共同溝方式



【事業の流れ】



*現在の交付金では5.5/10等

5. 官民連携無電柱化支援事業（平成30年度～令和2年度）

○無電柱化推進計画に位置付けられたことを踏まえ、モデル事業として実施。あえて電線共同溝事業とすることによる不合理をなくし、各管理者の創意工夫を期待。

<事業実施箇所 一覧>

NO	事業箇所	事業名称	事業主体	路線名	道路種別
1	北海道ニセコ町元町	岩内洞爺線交付金事業	北海道	岩内洞爺線	都道府県道
2	山形県山形市蔵王温泉	主要地方道上山蔵王公園線官民連携無電柱化支援事業	山形県	上山蔵王公園線	都道府県道
3	群馬県富岡市富岡	(主)富岡神流線無電柱化事業	群馬県	(主)富岡神流線	都道府県道
		市道6260号線無電柱化事業	富岡市	市道6260号	市町村道
4	石川県金沢市上柿木畠	(市)広坂1丁目線単独地中化支援事業	金沢市	広坂一丁目線	市町村道
5	岐阜県飛騨市壱之町	官民連携無電柱化支援事業市道壱之町線	飛騨市	壱之町線	市町村道
6	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町	官民連携無電柱化支援事業(芦屋地区)	芦屋市	市道162号線	市町村道
7	岡山県矢掛町小林～矢掛	矢掛町官民連携無電柱化支援事業	矢掛町	市街地中央線	市町村道
8	愛媛県内子町内子	内子町官民連携無電柱化支援事業	内子町	坂町八日市線	市町村道
9	福岡県宗像市牟田尻	深田・繩手下線官民連携無電柱化支援事業	宗像市	深田・繩手下線	市町村道
10	長崎県島原市片町	東城内線【東城内工区】	島原市	東城内線	市町村道
11	大分県由布市湯布院町川上	官民連携無電柱化支援事業(乙丸津江線)	由布市	乙丸津江線	市町村道

<事業実施箇所 位置図>



5. 官民連携無電柱化支援事業

(平成30年度～令和2年度)

実施事例：岡山県矢掛町

【現地写真】

【位置図】



【事業概要】

概要	地方公共団体が行う道路事業と一体的に、電線管理者が（道路上の電柱又は電線の撤去と併せて）行う単独地中化事業に対し、国が必要な支援を行う。
事業区間	矢掛町小林～矢掛
事業費	400百万円
事業延長	510m
電線管理者	中国電力、NTT（単独地中化）、イリギア・コミュニケーションズ、矢掛放送、JA倉敷かさや（裏配線・軒下配線）、矢掛西商工会（廃止）
事業実施年度	H30～R2年度（3年間） H30年度：調査，協議会設立，裏配線工事 R01年度：地中化詳細設計・工事 R02年度：地中化工事，舗装復旧工事，街路灯工事



6. 観光地域振興無電柱化推進事業（令和元年度創設）

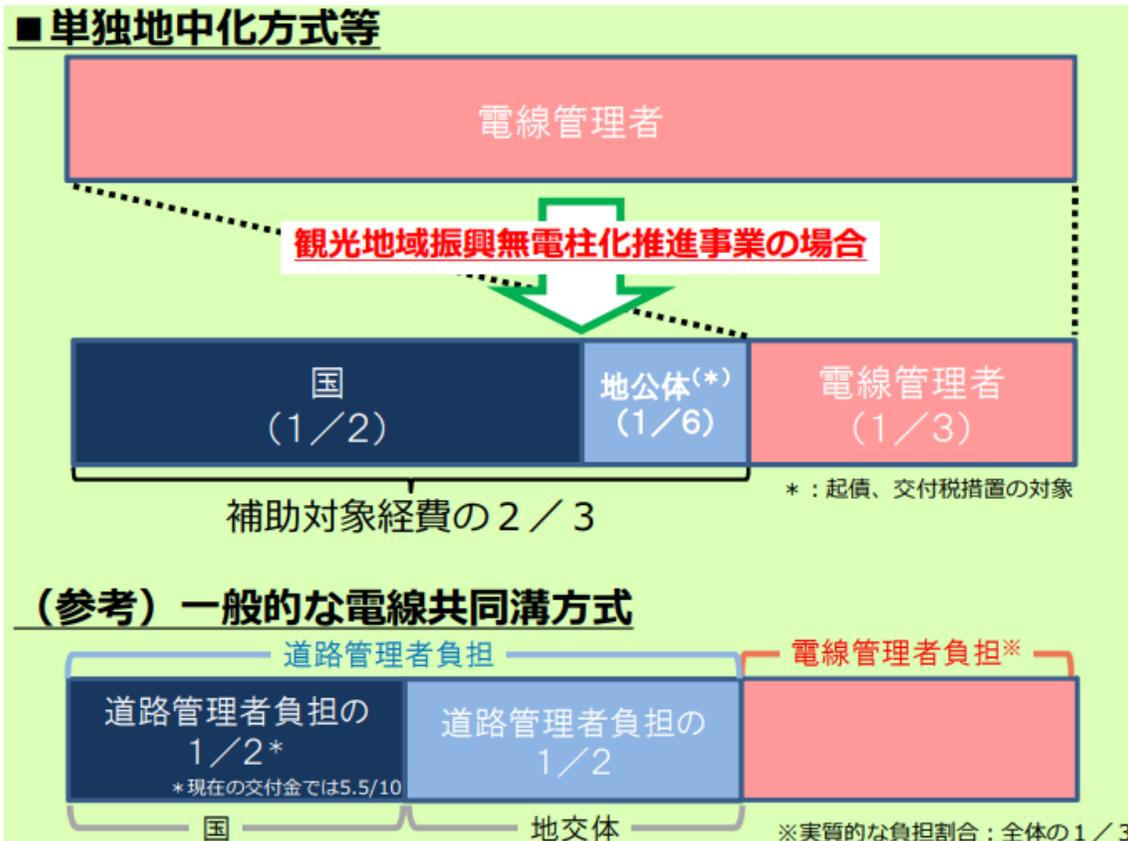
- 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化を支援
- 具体的には、観光地において電線管理者が実施する単独地中化や軒下・裏配線を国と地方公共団体が補助

【補助割合】

・国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者（地方公共団体）に補助

・補助対象事業者は補助対象経費の2/3を間接補助対象事業者に補助

【負担割合】



6. 観光地域振興無電柱化推進事業 (令和元年度創設)

実施事例: 岡山県真庭市蒜山地区 GREENable HIRUZEN(グリーンブルヒルゼン)

【位置図】地理院地図より

【広域図】



【狭域図】



【現地写真】



【整備前①】

【事業概要】

概要	建築家の隈研吾氏が設計監修した木造の建物を、東京・晴海から蒜山高原に移築したことに合わせて、沿道の無電柱化を実施した。		
事業区間	岡山県真庭市 蒜山上福田 地内		
事業費	200百万円		
事業延長	県道大山上福田線 (岡山県)	L = 300m	計580m
	市道三木ヶ原線 (真庭市)	L = 280m	
電線管理者	中国電力、N T T、au、M I T、真庭市		
事業実施年度	R2. 9~R4. 3 (1年6か月)		



【整備後①】

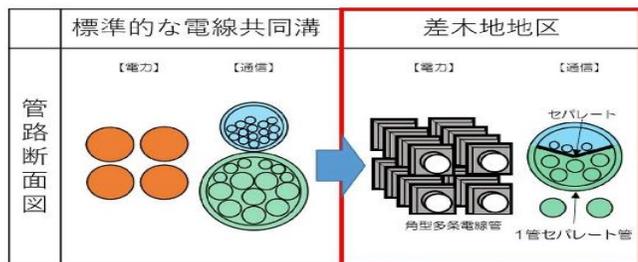
7. 各自治体の工夫した取組（東京都島嶼部）

○令和元年台風第15号による被災を踏まえ、大島町の2箇所で電線共同溝事業に着手
⇒2019年10月に事業着手、2021年8月と10月に両地区の電柱撤去。

•集落間では簡易な構造による整備（直接埋設や特殊部間隔の拡大化）、角型多条電線管の採用、路肩やL形側溝、U形側溝直下の空間を活用して管路を敷設

【大島町で整備した電線共同溝構造】

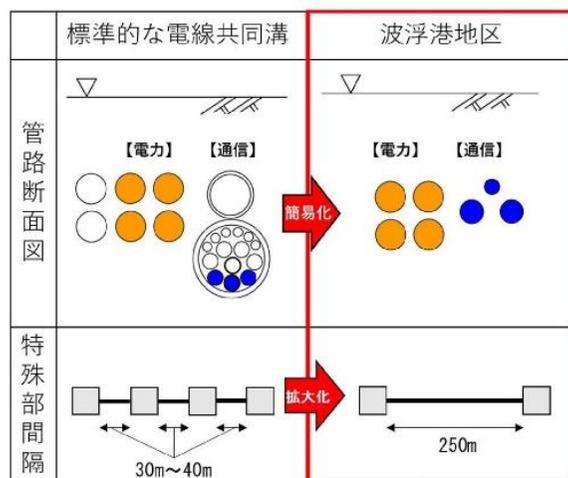
〔差木地地区〕



【現地写真】



〔波浮港地区〕



出典：東京都島しょ地域無電柱化整備計画（東京都 令和4年1月）

7. 各自治体の工夫した取組（福岡市「Fukuokaモデル」）

○災害のリスクが高く、景観を損ね、交通の妨げとなる電柱・電線の問題の早期解決を目的として、福岡市独自の無電柱化方式を「Fukuokaモデル」と称して実現に向けた検討を実施。

○Fukuokaモデルの概要

- ・道路縦方向の高圧線等を地中化
- ・各戸への民地引込線は上空（小規模な単独柱や照明柱を活用）
- ・ファスト地中化することで、効果の早期発現、コスト縮減、工期短縮が可能
- ・工事ヤードの常設化も併せて実施（1車線減少や通行止め規制）
- ・最大約3割のコスト縮減、1.5倍のスピードアップ、

出典：福岡市無電柱化推進PT 令和2年度活動報告



1. 電線共同溝方式の呪縛からの解放
2. 配電・通信技術者の創意工夫を活かす
3. 道路管理者が積極的に協力する

8. 最近の期待できる施策

分析結果を踏まえた要因と対応方策(案)

令和4年4月 関係省庁連絡会議

		電柱新設のケース	電柱新設の要因	対応方策(案)
新設電柱への対応	供給申込	ケース① 一定規模の住宅建設等(市街地開発事業等外)に伴う供給申込(約10千本)	<ul style="list-style-type: none"> 引込線の位置が確定できないと効率的な配線計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の要因となり、電柱が選択される。 現状では関係約款等により要請者負担となるが、上記理由から要請するインセンティブがない。 	【①-1:施工法の効率化】 (1)上下水道と同時期に予め電力管路を設置する新たな施工法を検討【電力】 【①-2:無電柱化に係るコストの削減】 (1)ケーブル、機器等の標準化と共同調達によるコスト削減【電力】 (2)測測や小型ボックスの活用等低コスト手法の普及と拡大【電力・通信、道路、都市】
		ケース② 市街地開発事業等に伴う電柱新設(約2.4千本)	<ul style="list-style-type: none"> 地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、施行者等の負担が過大となりインセンティブがない。 歩道がなく幅員の狭い生活道路における低コストで敷設可能な工法が普及されていない。 引込線の位置が確定できないと効率的な配線計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の要因となる。 関係者が多く、設計や工事含め調整に時間を要する。 管路の管理者が法外に建柱となる場合がある。 許可・指導する自治体職員の知見が十分ではないケースも見られる。 	【②-1:費用負担の見直し】 (1)電線共同溝法の指定を受けた地区内の幹線道路の無電柱化について、R3年度に補助対象を拡充【都市】 (2)電線共同溝法の指定道路以外でも、一般送配電事業者が費用を一部負担するよう託送供給等約款を改定【電力】するとともに、施行者等負担分についてR4年度に新たな支援制度を創設【都市】 【②-2:施工法の効率化】 (1)無電柱化のスピードアップに向けた一体的な設計・施工の実施拡大【電力・通信、道路、都市】 【②-3:普及啓発】 (1)自治体職員に向けたガイドラインの作成等(取組事例の横展開を含む)【道路、都市】
		ケース③ 既存の配電網から離れた住宅や施設への供給ルートの建設(約2.5千本)	<ul style="list-style-type: none"> 配電線の距離が長く、倒木等による停電リスクはあるが、低コストの電柱新設が選択される。 	【③:優先度に応じた対応】 (1)レジリエンスの観点から重要なルートについて、低コスト化手法を活用しながら無電柱化を実施【電力・通信】
	再エネ	ケース④ 再エネ発電所の建設に伴う電柱新設(約10千本)	<ul style="list-style-type: none"> 高圧と比べ低圧の方が保安規制等が少なく、掃など発電設備を分散する事業者が存在。分散された発電設備に応じて必要以上に電柱が増加。 	【④:太陽光発電の分割抑制】 (1)保安規制の順守徹底と不要な電柱増加を防ぐため、太陽光発電と発電設備の分割規制を強化【電力】
	道路	ケース⑤ 緊急輸送道路及び沿道民地への電柱の新設(約1.1千本) ^(注)	<ul style="list-style-type: none"> 工期の短さや低コストの観点から、緊急輸送道路で新設電柱の占用制限措置が導入されていない道路に電柱が新設。 緊急輸送道路の沿道民地に電柱が新設。 	【⑤:緊急輸送道路の被害拡大防止】 (1)緊急輸送道路全線において新設電柱の占用制限措置を行うため、整備局等より市町村へ措置の導入を促す。【道路】 (2)沿道民地において届出対象区域の導入を図る(直轄国道から優先的に導入)。【道路】
		ケース⑥ 供用後1年以内の道路に電柱新設(約0.1千本) ^(注)	<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化法第12条による同時整備に向けた関係者間調整が不十分 道路整備の後に施設が建設され、工期の短さや低コストの観点から電柱新設が選択される。 	【⑥:道路整備時の無電柱化】 (1)同時整備の課題把握、自治体へ働きかけを促す【道路、都市】 (2)郊外の緊急輸送道路等について、道路整備と同時に道路等を埋設する整備を推進する。【電力・通信、道路、都市】
既設電柱を含めた対応	ケース⑦ 個別や数戸の住宅や施設等への供給申込による電柱新設(約26千本)	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の配電網が既設の電柱により整備されており、1〜3本など限られた電柱の地中化を行う効果(景観、防災等)は少なく、また、数本だけの無電柱化は費用も一層高額となる。 	【⑦:既設電柱の削減】 (1)既設の電柱の効率的配置による電柱の削減や、電力線と通信線の共架を推進する。【電力・通信】 (2)無電柱地中化や病院等の重要施設への単線の供給ルート等を適定し、道路状況等に応じて、無電柱化を実施【電力・通信】 (3)光ファイバーの地中化を図るための下水道管の活用【通信】 (4)緊急輸送道路については、電柱の更新時期や道路の幅員工事等に合わせた移設や電線共同溝による無電柱化を図る。【電力・通信、道路】 (5)自治体や事業者による小規模開発の無電柱化事例を、新たに数戸の住宅開発を行う事業者に対しPRし、無電柱化を促す。【電力・通信】	
	無電柱化推進の取組等	新設電柱の調査 海外動向の調査 運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> 新設電柱の動向を正確にモニタリングしていくため、新設電柱の調査を継続的に実施していく。【電力・通信】 令和4年度においては海外の最新動向を把握するために海外動向調査を実施していく。【電力、道路】 各地域の代表的な開発事業者や自治体に対し、PR活動の強化に取り組む。【電力・通信】 無電柱化に関して電力会社との調整が難航した場合の相談受付や、関係省庁において同様の事例が把握された場合には、エネ庁に情報提供などの連絡・相談体制を確保する。【電力】 	

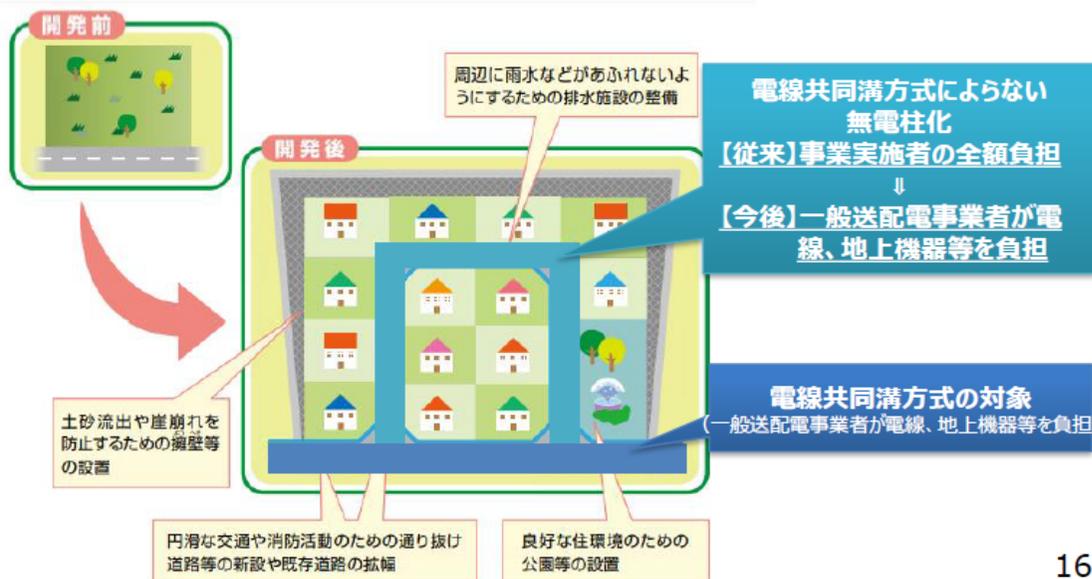
注) 各ケースの電柱本数は、ケース⑤⑥については令和3年4月〜9月。それ以外は令和3年4月〜12月。

8. 最近の期待できる施策

市街地開発事業等における無電柱化の推進

- 市街地開発事業等における無電柱化について、電線共同溝方式においては、一般送配電事業者が電線、地上機器など全体の約1/3の費用を負担しているが、**電線共同溝方式以外の無電柱化については事業実施者が全額負担**していた。
- 電柱の新設抑制に向け、**電線共同溝方式以外の事業実施者が全額負担している無電柱化費用についても、市街地開発事業等においては、一般送配電事業者が一定程度※負担することを決定**(第35回電力・ガス基本政策小委員会(2021年5月25日))
 ※電線共同溝方式(1/3程度負担)と同等
- 費用負担を規定する**託送供給等約款を改正し、2022年1月1日より運用開始**。既に**東京都世田谷区において全国初となる適用案件**が生まれている。

	新設延長km (年間)	取組地区数 (令和元年)
市街地再開発事業	約5km/年 (推計)	40地区 (施行中地区の約9割)
土地区画整理事業	約115km/年 幹線道路15km/年 生活道路100km/年	245地区 (施行中地区の約2割)
開発行為	約435km/年 (推計) うち電柱2本程度の短い道路340km	令和元年事業：15件



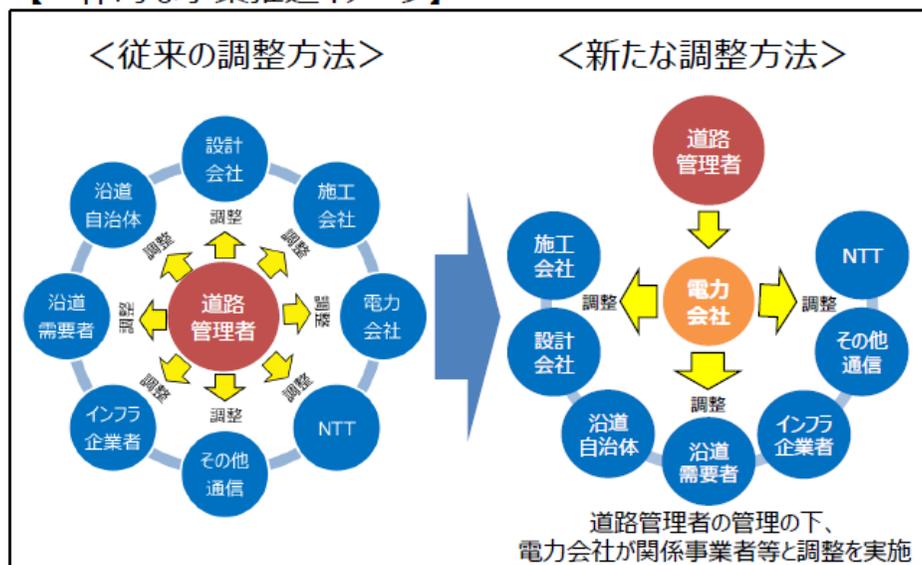
8. 最近の期待できる施策

無電柱化のスピードアップに向けた一体的な設計・施工の実施拡大

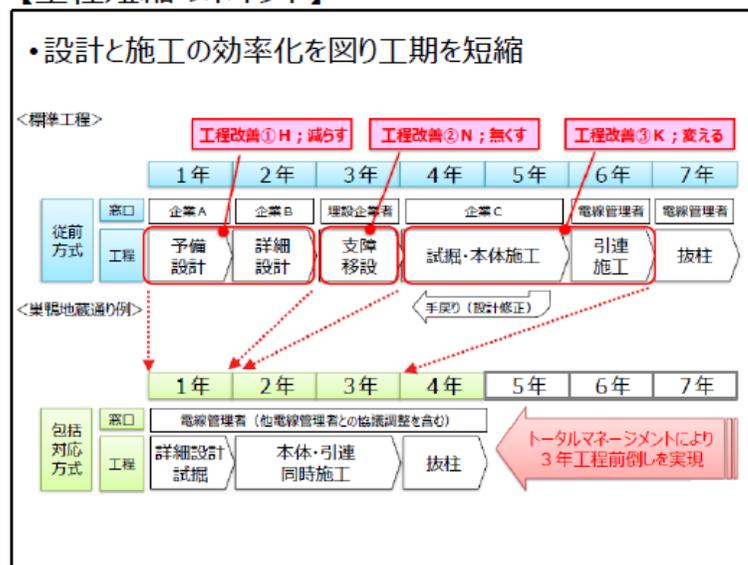
- 電線共同溝方式では、従来、設計から施工まで各者が道路管理者と調整していたが、**電線管理者が道路管理者の窓口となり、全ての設計・施工を一体的に実施**することで、手戻り防止や工程効率化により、**約7年から約4年に工期短縮を実現**。
- 先行的に取り組む**電力会社から他社への水平展開を現在実施**しており、**電線共同溝方式の工事の全国的なスピードアップ化**を目指す。

【参考】東京電力PGの例：**巣鴨地蔵通り**（東京都豊島区）電線共同溝事業
 沖縄電力の例：県道16号線（沖縄県うるま市）電線共同溝事業

【一体的な事業推進イメージ】



【工程短縮のポイント】



17

出典: 令和4年度 第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会

8. 最近の期待できる施策

レベニューキャップ制度の導入（託送料金制度改革）

- 2020年6月に電気事業法を改正し、送配電事業者が一定期間ごとに収入上限（レベニューキャップ）を算定し承認を受ける新しい託送料金制度を2023年度に導入する。
- 本託送料金制度においては、送配電事業者は5年ごとに無電柱化などの事業計画を策定し、それに必要な費用をもとに収入上限を算定。
- 経済産業省が計画の達成状況を評価するとともに、一般送配電事業者各社の計画達成状況を公表する（レピュテーションインセンティブ）こととしている。

目標及びインセンティブの設定①

分野	項目	目標
安定供給	停電対応	● 規制期間における停電量（低圧電灯需要家の停電を対象）が、自社の過去5年間における停電量の実績を上回らないこと
	設備拡充	● マスタープランに基づく広域系統整備計画について、規制期間における工事全てを実施すること
	設備保全	● 高経年化設備更新ガイドラインで標準化された手法で評価したリスク量（故障確率×影響度）を現状の水準以下に維持することを前提に、各一般送配電事業者が高経年化設備の状況やコスト、施工力等を踏まえて、中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成すること
	<u>無電柱化</u>	● 国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した <u>工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること</u>
再エネ導入拡大	新規再エネ電源の早期かつ着実な連系	● 接続検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること ● 契約申込の回答期限超過件数を、ゼロにすること
	混雑管理に資する対応	● 国や広域機関において検討されている混雑管理（ノンファーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成すること
	発電予測精度向上	● 再エネ出力制御量の低減を目的に、発電予測精度向上等に関する目標を設定し、それを達成すること

託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ
詳細参考資料（2021年11月）より抜粋

④無電柱化－安定供給

- 無電柱化については、以下のような目標とインセンティブを設定する。

目標

- 国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること

※国土交通省における無電柱化推進計画が規制期間中に策定された場合は、一般送配電事業者の工事計画を見直すことを想定。
※地方自治体が策定する無電柱化推進計画の扱いについては、今後検討する。

評価方法（留意点）

- 取組目標の達成状況を、各社毎に評価する。（事業者の説明により、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。）

インセンティブの付与方法【バターン②】

- 目標の達成により、中長期的な社会的便益を見込むものであり、工事の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。
※なお、計画未達成の場合にはその分の費用を翌規制期間の収入上限から減額する。

47

24

出典：令和4年度 第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会

8. 最近の期待できる施策

レベニューキャップにおける一般送配電事業者の無電柱化の取組内容

- 無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝方式による無電柱化と、電力レジリエンス確保のための一般送配電事業者主体による無電柱化について取り組むこととしている。
- レベニューキャップ期間(2023~2027)においては、工事完成距離で、電線共同溝方式による無電柱化は1,707km、費用は2,733億円となり、従来より大幅に増加。加えて、電力レジリエンスに伴う無電柱化は201km、費用は791億円となり、総距離数は1,909km、総費用は3,523億円。※期中の路線変更や新規案件へ迅速・柔軟に対応することで計画を達成していく。
- レジリエンスに伴う電力主体の無電柱化の目標距離は今回初めて掲げるなど、電力における無電柱化に対する取組を更に強化。

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	計
電線共同溝による無電柱化	距離(km)	53	73	822	305	37	166	77	37	110	27	1,707
	費用(億円)	84	107	1,672	369	45	123	101	32	162	33	2,733
電力レジリエンスに伴う無電柱化	距離(km)	10	25	60	28	6	29	14	7	21	2	201
	費用(億円)	48	40	331	110	23	68	48	19	98	7	791
縦計	距離(km)	63	97	882	334	43	195	91	44	131	29	1,909
	費用(億円)	132	147	2,003	479	68	190	154	51	260	40	3,523

※同距離を電柱(架空線、1km当たり2千万円)で整備した場合の費用は382億円

出典：一般送配電事業者よりヒアリングした結果を集計 25

出典：令和4年度 第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会

8. 最近の期待できる施策

(参考) 電力レジリエンスの確保のための無電柱化の先行事例

- 電力レジリエンスの確保に向けた無電柱化を図る区間については、適用箇所が山中など、人や車両の往来が少ない地点であることが多い。
- このため、立地環境に応じて、より低コストかつ短工期となる無電柱化を行うべく、自治体と協議の上、仮復旧を回避した砕石部を開放した施工を実施。
- こうした工法事例についても電力会社間の横展開を図り、全国へ普及拡大していく。

[砕石開放による工事の効率化]

【事業前】



【事業後】



車両往来が少ない実態に鑑み、東京都との協議の上、砕石開放により仮復旧を回避し、コスト縮減・短工期を実現。

A traditional Japanese garden featuring a central pond with several large, dark rocks. The garden is meticulously maintained with numerous rounded, green bushes and scattered pine trees. In the background, there are rolling hills covered in dense green foliage under a clear blue sky. The overall scene is peaceful and serene.

脱電柱社会に向けて

ともに頑張りましょう。

御静聴ありがとうございました